

各保健所設置市保健所長 様
各総合振興局（振興局）
保健環境部（地域保健室）長 様

（北海道）保健福祉部地域医療推進局医務薬務課長

薬局等の管理者が新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種体制の構築に
協力することに伴う管理兼務許可の考え方について

薬局等の管理兼務許可については、「薬局等の管理者の管理兼務許可取扱要領」（平成31年3月11日最終改正）により取扱いを定め、運用しているところです。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種体制の構築に当たっては、地域の実情に応じて、薬剤師を始めとする多くの医療従事者の協力が必要となります。そのため、薬局等の薬剤師がワクチン接種に関する実務を行うことが想定されます。

つきましては、薬局等の管理者である薬剤師が、当該実務を行う場合における管理兼務許可の取扱いについて、次のとおりとしますので、貴所（部・室）管内の薬局あて周知願います。
なお、一般社団法人北海道薬剤師会には、別途通知しております。

記

1 薬局等の管理兼務許可の取扱い

薬局等の管理者である薬剤師が、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に関する実務に従事する場合、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項等の規定に基づく許可を受けたこととみなし、管理兼務許可申請は不要とする。

2 留意事項

管理者は、薬局等を不在にする場合においても、当該薬局等との連絡体制を整備するなどし、同法第8条等の管理者の義務を果たせる体制とすること。

また、ワクチン接種に関する実務を行った場所、日時及び実務内容を当該薬局等の管理記録簿に記録すること。

3 通知掲載先

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/kouseiroudousyoutuuti-yakumu.htm>

担当 薬務係
TEL 011-231-4111(内 25-330)
FAX 011-232-4108